

10·21全學大貫徹！！

ベトナム反戦

安保粉碎

沖縄闘争勝利

中教審一大學法

断罪粉碎

学園争勝利

10.20 反戦説明会

# クラス決議

七

の仕事は決して簡単ではない。新社運達機を操作する技術を身につけるには、何よりもまず、機械の構造を理解する必要がある。

卷之三十一

別の要求せらるる所は、必ずしもこれに付随的であつて、必然的に連絡するものである。

「アーヴィング、アーヴィング、アーヴィング！」叫びながら走り出す。

五  
五  
五  
五  
五

要言記(1) 356

政治上は、第一に、全国的連絡・統一・組織化

卷之三

たので二年、政局又一とは、足利の所領者、室町・西  
村・山室・伊勢守・出雲守など、前田・丹波守など、

八九五爻皆爲陰爻，故稱「陰陽」，一陰一陽之謂道。

アラカルトの運び方

「此處有事變發生，人質被殺，我為何不

えず、政治的に反対の立場をとる者もいたことは、この通り。

卷之五  
新編藏書記

「おまえの口調が、何だか、おどけた感じだな。」

九月 日本ノハタノシムニテハシマリ

（三）在於社會的問題上，我們應當有更廣泛的知識和更深入的研究。

한국학 헌신자

卷之三

國語

あつ、僕達は、改めてアーティルのことを再び見直す事にした。

卷之三

わざわざお出でになつて、おもろいお話をうながして下さつた。それで、おまけに、トロロのうまいおやつを貰つた。

# 学生新聞

日本共産党中央委員会発行

5月8日(水曜日)

1968年(昭和43年)  
週刊 第272号  
定価 両替70円  
販売 日本共産党中央委員会  
郵便番号 102-3243  
電話番号 03-566-57  
電報番号 104567  
日本共産党中央委員会

不滅の精神  
國家の運命はかかる  
つて青年の教育に  
る  
青少年は夢みづけ  
たのものもそれ  
を止めることはで  
きない。

テロリスト



ベトナム文庫調査

全学連河内町委員会はベトナム人民革命軍委員会中央センターの調査を行った。そこで文庫活動をつとめることを決意した。

ぼくらは園芸学部生

サボテンの大安売り

ベトナム募金一万余円

大

中

小

高

学

部

ベトナム支援を行なう

## ベトナム募金一億円を超過達成

全学連 80万円を支援委へ

ベトナム訪日代表  
と贈り物を交換

ベトナム人民革命軍委員会

## 佐藤内閣3年間の文教政策

ふみにじら 青年学生の奨学の願  
れてきた

参院選で重要な争点

佐藤内閣は、文教政策の実績を示すために、大規模な文教施設の建設、教育制度の改革などを実施した。しかし、一方で教育費の削減、文教関係者の待遇の悪化など、多くの問題が発生した。

また、文化振興法の制定、文部省の改組など、文教政策の整備が進んだ。しかし、実際には予算の削減や、文教関係者の待遇の悪化など、多くの問題が発生した。

一方で、文部省の改組、文部省の改組など、文教政策の整備が進んだ。しかし、実際には予算の削減や、文教関係者の待遇の悪化など、多くの問題が発生した。



## 新入生の皆さんへ

一生自宿会がり皆さん、入学をへからお祝いし歓迎のあひきつを  
ます。皆さん、過酷な今までの問題をもつた受験競争との  
とり扱りで本学に来られました。受験勉強中は、あるいは最後の  
人生活き、あれは浪人生活をやりたいとも思う存分にござない  
と送って来られたことと思います。それだけに将来希望に  
と膨らませ、あるいは一歩の不安も隠して、学生生活と実り多  
くに累み上げていく抱負にみなあふれています。それと、  
本学は皆さんかての希望を大切にした学生生活を年向を通じて  
実現のために胸を張てお進まれることを心から願います。

## ○日治念について

今、自宿会は五年前に活動を始め今年で六年目である。しかし我々  
が取る用意情況は複雑で次のよう向題点をあげるこしかできる

### 勉強

○進学、学部、卒後教育

### 文化・スポーツ、レクリエーション

○政治課題、学校財团手序へ田舎忍

○インター・李良食

## ○自宿会活動の基本的立場

自宿会の理念、文化・スポーツ、レクリエーション政策等があつた。自主的  
民主的行動を支持し、全学友として、より前進してから草木を更に  
こじらために先頭に立つ。

## ○施設、施設、宿泊、運動場等の要求

## ○政治課題、学校財團手序へ田舎忍

## ○文化・スポーツ、レクリエーション政策

## ○自宿会の立場の正しさについて

## ○本学が何を求めるか分析して社会の中で内くたすまつ学生と よりよい学生生活を振りたいと願う立場がりそれは全く正当な

## ことへ学生大会決定してあります

## ○今当局、教授会と自宿会活動

## ○教員より有研究者、工場にあり合教授

## ○と学生の要望とは基本的には一致し共通性を多く持つもの

## ○教育システムの充実、医学教育の充実

## ○研究費の大増加

## ○大学の自治、学生同士の自由の問題

## ○現在の学生運動の復興、問題について

## ○医学生、三派、全学生連、全学生連

## ○その他

## ○本学自宿会の教育と今後

## ○の中で新入生の果す役割の大ささ

才四十回医師国家試験をホイコツト  
するにあたり市民の皆様に訴える

日本の医学医療を破壊する登録医制度に反対して  
立ち上<sup>フ</sup>て研修生（インター生）に御協力下さい  
42歳未満医師登録医制度導入へインター生一同

登録医制度はインター生制  
度の一年改悪延長です

ソレハが小川先生の意見  
体調でさらに遅くし手

私はインター生制度を廢止する運動を主導するの立場から  
の切実な要求に対し、現在公会において医師法が改  
善案の附帯修正案がおこなわれています。この案案  
には医師登録医制度へ向けての規制緩和を許す  
ところとされていますが、その後も年内の現状を考慮  
正式転職ではなく研修生として  
勤めることを負う義務づけられています。この現状中  
せざる現状へ進むに専念できる生徒募集をして欲  
しいという希望の実現を求めては全く無理でした  
も同意です。

また医療は教育は研究は闇の裏面と云うの根拠で何  
の教育研究も認めず、指導タップの上で、医療の信  
性、徳操の不確立に対しまど古びた対策  
を講じていなしという現状に付しこの現  
象では何一つ無くしてはおりません。以上から現らぬ  
ゆえよくと医療医師はインター生制度の前途を危うむに  
した懸念からも難しくなりましたまインター一年の通修期間  
を三月に短縮化に付き、何一つ医療教育費・宿料  
半額減免をされることはなき、むしろいのちの医師  
固定化することになり、一層破壊  
するものといふと言えません。

政府は医師法改定を実行成  
立させようとしています

医師法改定、公会主導の医療改定を主導して行  
な大段六行、医療部公会、日本  
の会、JDM等の公会主導で行なうとい  
うふうなふうに思えます。

なにこのうち政府は強行しようと  
としているのでしょうか。  
政府は公会主導をオーバーとして卒業後の若い医師を  
無効に近づけ医療と政策に沿わなければならず、医公会の基幹  
病院に帰りつけ年々その反対を重ねる現状の急激化のため  
研修生（医師医を一度醫事に体系化してて安  
く利用することを通じているを

現在、医療に対するます

医療医師は医療医改の  
と取り組んでいます

私は公会主導の工に年内医師医改をとちする  
に付與しています。登録医・専門医が主導すれば、つい  
の医者たかが尋ねは誰も医師以外の医療を取扱ひるにはさ  
せらなくなり、多くの人々は医師の医療ならばはまず  
別に捨てられることなかじりてしまう。このことは現在  
医師が専門としている医療医改の役を取らざる由内務  
一つとなっています。また公会主導がおきされば醫  
いき時は大学・国公会の医療運営に集中し、医師生を  
医師や小内務に至るまで医師へ行く医療医改は廻  
れ、これがの民徳の児童生徒は医者への医療の質  
の低下するこにはまにみだります。このよう医療医  
改は必ず医療のめぐらす医療と医療に通じます。  
日本の医療医改をめぐらす医療と医療的発展を積  
み深く対応します。

私は医師法改定案成立阻止  
のための二月二十日の国家試験  
ハイコットで立ち上りました。  
市民の皆様、卒後医学教育の  
ス恵と医療医改の改善と互角に  
ててろく歩きで歩み出で下さい。

# 当局の欺瞞的改革案粉碎

## 拒否権獲得迄

### 主導権上で開け抜け口

——「内閣の議決器は閣議と内閣出席議に議決器の置かれ  
の二つ」と題した題題についたる上院の御用紙に於ての  
改憲案で、がたごの——

（一）内閣の議決器は閣議と内閣出席議に議決器の置かれ  
る事としないものと定められ、内閣出席議の議決器を内閣の  
議決器と定めること。」（二）内閣の議決器は閣議と内閣出席  
議の二つと定められ、内閣出席議の議決器を内閣の議決器と  
しての内閣の議決器と定めること。

（三）内閣の議決器は閣議と内閣出席議に議決器の置かれ  
る事としないものと定められ、内閣出席議の議決器を内閣の  
議決器と定めること。

（四）内閣の議決器は閣議と内閣出席議に議決器の置かれ  
る事としないものと定められ、内閣出席議の議決器を内閣の  
議決器と定めること。

### 二十・（内閣の議決器）内閣の議決器と内閣出席議

（一）内閣の議決器は閣議の議決器と定められ、内閣の  
議決器を内閣の議決器と定めること。

（二）内閣の議決器は内閣出席議の議決器と定められ、内閣  
の議決器を内閣出席議の議決器と定めること。

（三）内閣の議決器は内閣出席議の議決器と定められ、内閣  
の議決器を内閣の議決器と定めること。

（四）内閣の議決器は内閣出席議の議決器と定められ、内閣  
の議決器を内閣の議決器と定めること。

（五）内閣の議決器は内閣出席議の議決器と定められ、内閣  
の議決器を内閣出席議の議決器と定めること。

（六）内閣の議決器は内閣出席議の議決器と定められ、内閣  
の議決器を内閣の議決器と定めること。

（七）内閣の議決器は内閣出席議の議決器と定められ、内閣  
の議決器を内閣の議決器と定めること。

（八）内閣の議決器は内閣出席議の議決器と定められ、内閣  
の議決器を内閣の議決器と定めること。

（九）内閣の議決器は内閣出席議の議決器と定められ、内閣  
の議決器を内閣の議決器と定めること。